





平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
 原告 1 の 1 外
 被告 福島県外7名

準備書面 (1)

平成29年10月 6日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士	渡 辺 健 寿	
同訴訟復代理人弁護士	渡 辺 慎 太 郎	
同	鈴 木 靖 裕	
同	久 納 京 祐	

第1 原告準備書面(36)に対して

- 1 「1 はじめに」について、認否の限りでない。
- 2 「2 ヒアリング結果総括表(甲C57号証)の記載内容」について、甲C57号証の存在及び甲C57号証は関係した職員に対するヒアリング結果の概要をまとめたものであることについて認める。

「被告福島県職員のSPEEDIに対する認識は概ね一致しており、その情報が住民避難に用いられるべきであること等の基本的事項は概ね職員らが認識していた」との点について争う。

「情報が乏しい中、なおかつ一刻の猶予も許されないという緊急事態において、利用しうる情報は最大限利用すべきであった。放射源情報が得られていないことのみを

もってしてSPEEDI予測結果の有用性を否定することは、緊急時の対応として適切とは言い難かった」との点について争う。

「当時の被告福島県の職員間の情報共有体制は極めて杜撰なものであった」との点について争う。

3 「3 ヒアリング結果からわかること」について

「SPEEDI予測計算が原子力防災、住民の放射線防護対策のために積極的な意義を持つものであったことは、職員間で概ね共有されていたといえる。」との点について争う。

「SPEEDI情報の有用性を否定すべきではなく、むしろその中からさらに風向きや拡散状況などの放射線防護対策に有用な情報を読み取り、これを最大限に活用すべきであった」との点について争う。

「周辺市町村との情報共有、さらに県職員間でさえ情報共有は極めて杜撰であった。これは、原子力災害という緊急事態における、基本的な情報共有を怠ったものというほかない。メールの削除（甲C15）など言語道断である」との点について争う。

4 「4 被告国がオフサイトセンターの整備を怠っていたことが、情報共有の障害となり原告らの無用な被ばくをもたらしたこと（被告国に対する請求原因の追加）、また被告国及び被告福島県は、周辺自治体との間のSPEEDI計算結果の情報共有を怠ったこと（被告国、被告福島県に対する請求原因の追加）」について

被告国に対する請求原因の追加について、被告福島県として認否の限りでない。

「SPEEDI計算結果を住民に開示しないことはもとより、周辺市町村とのSPEEDI予測計算結果の情報共有が不十分であったことについても、被告福島県は、原災法26条1項1号の『原子力災害に関する情報の伝達』及び同項8号の『原子力災害の拡大の防止を図るための措置』を怠ったものである。」との点について争う。

原災法26条1項1号あるいは8号により、被告福島県が、住民あるいは周辺市町村に対しSPEEDIの計算結果を開示することを義務付けられるものではない。

「原告らは、被告国及び被告福島県が住民に対し情報を提供しなかった上に、周辺市町村との適切な情報共有をも怠ったために、無用な被ばくをさせられた。」との点について争う。

原告らの主張は、被告福島県においてSPEEDIの計算結果を住民あるいは周辺市町村に情報提供していれば、福島県内各地の市町村に居住していた子ども原告らが、それぞれの居住地において、具体的にどのように被ばくを避けることができたとするのか、子ども原告らやその保護者らが被ばくを避ける方法及びその相当因果関係は全く明らかにされていない。

第2 原告準備書面(37)に対して

被告国の第6準備書面に対する反論であり、被告福島県において認否、反論の限りでない。

第3 原告準備書面(38)に対して

被告国あるいは被告基礎自治体に対する主張であり、被告福島県において認否、反論の限りでない。

第4 原告準備書面(39)に対して

被告国の第6準備書面に対する反論であり、被告福島県において認否、反論の限りでない。

第5 原告準備書面(33)における被告福島県に対する求釈明に対して

原告が被告福島県に対し、県民健康調査甲状腺検査の二次検査の「経過観察」中に「悪性ないし悪性疑い」が発見された症例の数を明らかにするよう求める求釈明について、被告福島県の回答は既に被告福島県準備書面(10)において主張したとおりである。

なお、求釈明の対象を福島県立医科大学附属病院における症例に限定した場合であっても、被告福島県において本訴訟における求釈明に対する対応として調査し、明らかにする余地はない。